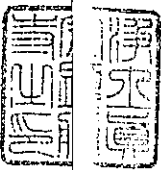


災害時における要配慮者の
避難受入に関する協定書

幕 別 町
頭 勝 寺



災害時における要配慮者の避難受入に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と顕勝寺（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幕別町において大規模な地震や火災等が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う要請に対し、乙が協力を行うことにより、円滑な災害応急対応に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のうち、施設入所・入院に至らない程度の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及びこれらに準じる者をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、災害時において、甲の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について、乙が業務に支障をきたさない範囲で協力を行うものとする。

- (1) 災害時における要配慮者及び介助者等の避難受入
- (2) 本堂の使用
- (3) 共有トイレの使用
- (4) 台所の使用
- (5) 駐車場の使用
- (6) その他避難者の救援活動のため実施可能な事項

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に乙に対して協力を要請することができる。

2 前項に規定する甲の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに災害協力要請書を乙に提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する協力を行った場合における経費は、甲が負担する。

2 前項に定める費用の算定については、災害発生時での実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（賠償）

第6条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、施設の設備等を破損又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（機密の保持）

第7条 甲と乙は、本協定に基づく協力の内容について知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。受入終了後についても同様とする。

（連絡責任者）

第8条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定め、連絡責任者報告書（様式第2号）をもって報告する。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報

告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し、何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月22日

甲 中川郡幕別町本町130番地1
幕別町

幕別町長 飯田 晴義



乙 中川郡幕別町札内桂町583番地1

浄土真宗本願寺派顕勝寺

住職 芳滝



様式第1号（第4条関係）

年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

様

幕別町長

㊞

災害時における要配慮者の避難受入に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名 ・ 電 話 番 号	部 氏 名 課 職 名 電 話 番 号
要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 理 由	
要 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
要 請 内 容	
備 考	

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

連絡責任者報告書

1. 平日の連絡先

担 当 者	
所 在 地	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	